

第22回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

平成26年2月6日

資料2

# 理容業の振興指針（案）

## 新旧対照表



は、60歳から69歳の者の割合が39.1%、70歳以上の者の割合が20.8%となっており、経営上の課題としては（複数回答）、「客数の減少」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「競合店舗の新規出店」、「客単価の減少」、「施設・設備の老朽化」、「立地条件の悪化」等となっている（厚生労働省『生活衛生関係係業経営実態調査』による）。

## 二 消費動向

平成24年の1世帯（2人以上の世帯）の理髪料の支出額は5,574円で前年比97円の増で、平成14年の支出額を100とした場合、平成24年の支出額は75.4となっている（総務省『家計調査報告』による）。

また、美容店1回あたりの費用（商品の購入費用は除く）は、「1,000～1,999円」が40.2%と最も多く、「3,000～3,999円」が21.9%、「2,000～2,999円」が12.6%となっている。1回あたりの費用については、「より満足度が高まるのであれば費用を増やしてもいい」と考える利用者が30.8%となっており、その条件としては（複数回答）、「気に入った、理想のヘアスタイルになる」が64.1%、「癒やされる・疲れがとれる」が38.4%、「ヘア関連以外の充実したサービスが受けられる」が33.1%、「悩みに的確に対応してくれる」が21.1%となっている（株式会社日本政策金融公庫『美容店に関する消費者意識と経営実態調査』による）。

## 三 営業者の考え今後の経営方針

営業者の考え今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービス」の充実」40.6%、「廃業」17.0%、「施設・設備の改装」15.7%、「価格の見直し」15.2%、「広告・宣伝等の強化」14.4%となっている（厚生労働省『生活衛生関係係業経営実態調査』による）。

## 第二 前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立された理容業の組合（平成25年12月末現在で47都道府県で設立）においては、前期の理容業の振興指針（平成21年厚生労働省告示第37号）を踏まえ、振興計画を策定、実施しているところであるが、当該振興計画について、全5カ年のうち4年終了時である平成24年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。

なお、国による予算措置（補助金）については、政策目的の達成状況の検証及び事業の適切かつ効果的な実施の観点から、「生活衛生関係係業の振興に関する検討会」の下に設けられた「生活衛生関係係業対策事業費補助金審査・評価会」において、審査から評価まで一貫して行う等、必要な見直し措置を講じている。このため、組合及び生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等においても、振興計画に基づき事業を実施する際は、成果目標及び事業目標を可能な限り明確化した上で、達成状況についても評価を行う必要がある。

当該振興計画等の実現に向けて、組合及び連合会においては、振興指針、振興計画の内容について広く広報を図り、組合未加入

営業者への加入勧誘を図ることが期待されている。

組合への加入、非加入は営業者の任意であるが、衛生法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等の営業者が、このことも考えられるため、都道府県、保健所設置市への営業の許可申請、届出等の際に、営業者に対して、衛生法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について情報提供等の取組の実施が求められる。

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価  
(単位：%)

	事業名	達成	概ね達成	主な事業
1	衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	57%	41%	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生消毒等に関する講習会の開催</li> <li>自主点検の実施</li> <li>自主点検表、ポスター・スプレッカードの配布</li> </ul>
2	施設及び設備の改善に関する事業	13%	48%	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗特性を踏まえた改修や省エネ、リサイクルの設備の導入投資が見られる</li> </ul>
3	利用者の利益の増進に関する事業	44%	43%	<ul style="list-style-type: none"> <li>賠償責任保険への加入促進</li> <li>講習会の開催</li> <li>標準営業約款制度の推進</li> </ul>
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	54%	44%	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営講習会、各種研修会の開催</li> </ul>
5	営業者及び従業員の技術向上に関する事業	52%	41%	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営相談室の設置</li> <li>技術講習会の開催</li> <li>競技大会の開催</li> </ul>
6	事業の共同化及び協業化に関する事業	46%	46%	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同購入の実施</li> </ul>
7	取引関係の改善に関する事業	45%	28%	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連業界等との情報交換会の開催</li> </ul>
8	従業員の福祉の充実に関する事業	57%	41%	<ul style="list-style-type: none"> <li>共済制度の加入促進</li> <li>定期健康診断の実施</li> </ul>
9	事業の承継及び後継者支援に関する事業	48%	46%	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者育成支援のため</li> <li>の研修会等の開催</li> </ul>
10	環境の保全及び省エ	44%	33%	<ul style="list-style-type: none"> <li>青年部・女性部の育成</li> <li>クールビズへの推進</li> </ul>







される。実施に際しては、有効性及び効率性（費用対効果）の観点から、計画期間に得られる成果を明確にしながら事業の測定等、事業の適切な実施に努めることと効果が求められる。事業効果を最大限発揮し事業成果を広く国民や社会に還元できるように、都道府県指導センター、保健所等関係機関、策金融公庫支店との連携及び調整を行うこととが期待される。

## 2 都道府県指導センター及び日本政策金融公庫に期待される役割

多くの営業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であること、都道府県指導センター及び日本政策金融公庫において、営業者へのきめ細かな相談・指導その他の必要な支援を行うなど、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の有効的活用を図ることが期待される。

日本政策金融公庫（融資）については、審査・決定を行う生活衛生関係団体における営業者が利用しやすいつい融資の実施、め、府県関係団体の情報提供として、日本政策金融公庫と都営資への支援の観点から、融資に係るきめ細かな相談及び融資の手続きの簡素化を行うこととが期待される。低利融資制度について、各営業者の事業計画作成が前提とされることから、本指針の内容が踏まえ、営業者の戦略性を引き出す形式での指導を行うことが求められる。

## 3 全国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される役割

全国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）は、公衆衛生の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、都道府県及び連合会と適切に連携を図り、信頼性の高い情報の発信、政策的確かな把握等を図る必要がある。また、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置を中心とする政策支援措置については、営業者の衛生安水準の確保、経営の安定に最大限の効果が発揮できるように、た定的に所定の取組を講じるとともに、制度の活性化に向けて、た断の改革の取組が必要である。

また、全国指導センターにおいては、地域で孤立する小規模営業者のほかに、大規模チェーン店に對して、組合加入の働きかけや公衆衛生の情報提供機能の強化を行うため、関係の組合及び連合会との連携を促すための取組が求められる。

## 第四 理容業の振興の目標を達成するために必要な事項

理容業の振興の目標を達成するために必要な事項としては、次に掲げ





やすい場所に設置するなどの改善に取り組むことも必要である。

## 2 個別課題への対処に関する事項

個人別経営課題への対処については、消費者の自立的な取り組みの前提として、多様な生活の向上に貢献する観点から、営業者に提供し、次に掲げる事項を念頭に置き、経営改革に積極的に取り組むことや従業員が変わることがあるが、経営意識の改革を図り、以下に定める事項を選択的に取り組んでいくことが期待される。

### (1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

現在置かれている経営環境や市場を十分に把握、分析し、専門性や技術力、立地条件等の特性を踏まえ、強みを見出し、経営方針を明確化し、自店の付加価値や独自性を高め、いくととも、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。

ア 自店の立地条件、顧客層、サービスメニュー、資本金、経営能力、技術力等の経営上の特長の把握

イ 周辺競合店に関する情報収集と比較

ウ ターゲットとする顧客層の特定

エ 重点サービスの明確化

オ 店のコンセプトの明確化

カ 経営手法、熟練技能、専門的知識の習得・伝承や後継者の育成

キ 若手人材の活用による経営手法の開拓

ク 共同仕入れ等の共同事業の推進

ケ 都道府県指導センター等の経営指導機関による経営診断の積極的活用

### (2) サービスの見直し及び向上に関する事項

消費者のニーズやライフスタイル、世帯構造の変化等に的確に対応し、消費者が安心して利用できるよう、サービスや店づくりの充実や情報提供の推進に努め、消費者の満足度を向上させることが重要であることから、以下の事項を選択的に取り組むことが期待される。

ア サービスの充実

① 主として若者を対象とした新しいヘアスタイルの提供

② クールビズヘア、冷シャンプーン等の社会性を配慮したメニュー

③ 毛染め(カラーリング)、男性向けネイルケア等のヘアメニュー

④ ショーン性を重視するメニュー

見えやすい場所に設置するなどの改善に取り組むことも必要である。

## (二) 経営課題への対処に関する事項

個人別経営課題への対処については、消費者の自立的な取り組みの前提として、多様な生活の向上に貢献する観点から、営業者に提供し、次に掲げる事項を念頭に置き、経営改革に積極的に取り組むことや従業員が変わることがあるが、経営意識の改革を図り、以下に定める事項を選択的に取り組んでいくことが期待される。

ア 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項  
営業者は、自店の経営力や市場の状況を適切に把握し、及び適合理化を図る必要があり、自店の立地条件、顧客層、経営規模、メ

二 年齢や家族構成等を顧客と見做す必要があり、顧客層、経営規模、メ  
象に多様なサービスを提供し、顧客層、経営規模、メ  
確化することや顧客と見做す必要があり、顧客層、経営規模、メ

変化の際、顧客の要望を踏まえ、強みを見出し、専門性や技術力、立地条件等の特性を踏まえ、強みを見出し、経営方針を明確化し、自店の付加価値や独自性を高め、いくととも、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。

イ サービスの見直し及び向上に関する事項  
営業者は、それぞれの店の立地条件及び経営方針に照らし、営業日及び営業時間を見直すとともに、精神的な癒し(リラ

ク 髪や顔そり後の肌の手入れ等の知識の提供など、顧客の立  
場に立つて若者を対象とした新しいヘアスタイル、毛染め(カ  
ラーリング)、男性向けネイルケア等のヘアメニューを重

視する。主として若者を対象とした新しいヘアスタイル、毛染め(カ  
ラーリング)、男性向けネイルケア等のヘアメニューを重  
視する。主として若者を対象とした新しいヘアスタイル、毛染め(カ  
ラーリング)、男性向けネイルケア等のヘアメニューを重

視する。主として若者を対象とした新しいヘアスタイル、毛染め(カ  
ラーリング)、男性向けネイルケア等のヘアメニューを重  
視する。主として若者を対象とした新しいヘアスタイル、毛染め(カ  
ラーリング)、男性向けネイルケア等のヘアメニューを重

- ④ 女性向けシエムベンディング
- ⑤ 美顔を含めた身体全体のエステティック等の肌の管理を重視するメニューの提供
- ⑥ シャンプーと頭皮ケア等の育毛・スキンケアトリートメントの提供
- ⑦ アロマセラピー等のリラクゼーションメニュー
- ⑧ 中高年齢者を対象としたヘアカウセンシング
- ⑨ 毛髪や顔そり後の肌の手入れ等の知識の提供
- ⑩ 子どもに配慮したサービスの提供
- ⑪ 在宅や施設の高齢者等への訪問理容
- ⑫ 高齢者等の来店が困難な顧客の送迎
- ⑬ マニキュアを越えた「おもてなしの心（気配り・目配り・心配り）」による温もりのあるサービスの提供

イ 消費者のニーズやライフスタイルの変化等に対応した店づくり

- ① 地域に根ざした中高年齢者や家族客等を顧客とする家族的な店、若者等を対象に多様なメニューを提供する店などの店コクセプトを踏まえた店づくり
- ② リラクゼーションを重視した店の雰囲気づくり
- ③ 高齢者や障害者にやさしい店づくり
- ④ 地域住民が集えるサロンの提供
- ⑤ 立地条件及び経営方針に照らした営業日及び営業時間の見直し

(3) **施設及び設備の改善に関する事項**  
 営業者は、施設及び設備の改善のため、以下の事項に取り組むことが期待される。

ア 定期的な内外装の改装  
 各店舗の特性を踏まえた清潔な雰囲気醸成  
 サービスの内容やメニューを合わせた快適な椅子、洗髪設備、毛髪診断設備、エステティックをはじめとするリラクゼーションメニューのための設備  
 訪問理容のための車両、携帯器具  
 高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー対策の実施  
 エ オカキ  
 カ キ

(4) **情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項**  
 営業者は、情報セキュリティの管理に留意しつつ、インターネット等の情報通信技術を効果的に活用する等、以下の事項に選択的に取り組むことが期待される。

ア インターネット等の活用による予約の受付、割引サービスの実施、異業種との提携  
 イ ホームページの開設等、積極的な情報発信によるプロモーションの促進

ロマセラピー等のリラクゼーションメニュー、中高年齢者向けのアロマセラピー出張サービス等の見直しや開発を行うことが望ましい。

店舗の経営方針に合った見直しや開発を行うことが望ましい。

新たな取組について利用者にアピールすることや配慮される。

ウ 施設及び設備の改善に関する事項  
 営業者は、清潔で好ましい店となるよう定期的な内外装の改装に努めるとともに、顧客層、店の従業員規模等に合わせた洗髪設備、毛髪診断設備、エステティック椅子及びリラクゼーションメニューのための設備、高齢者向けバリアフリー等の施設及び設備の改善に努めるものとする。

エ 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項  
 営業者は、顧客との信頼関係に基づき顧客情報を適正に管理し、その情報を基に誕生日又は記念日に合わせて各種サービスの実施について顧客へダイレクトメールを送るなど、顧客への積極的な働きかけを促すとともに、パーソナルコミュニケーションを活用して業務の合理化及び効率化を図ることが重要である。

また、インターネット等の情報通信技術を効果的に活用し、

顧客情報のデータベース化等による適切な管理  
ダイレクトメールの郵送や広報チラシの配布  
ウェブサイトのカード決済、電子決済の導入・普及

(5) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項

営業者は、店外など利用者の見やすい場所にメモニューと一とサ  
とびなきこの内容とする。営業者は、全国指導センターが定めるサ  
の内容とする。設置及び標準登録に準じて従って営業を行うよ  
録をめさ苦情の信頼関係の維持向上に努めるものとする。誠実  
な顧客の信頼関係の維持向上に努めるものとする。

(6) 人材育成及び自己啓発の推進に関する事項

理質を左右する重要な課題である。特に、若手従業員の育成及  
のことが指導を要する。営業者は、従業員が新しいへアスタイル等  
ス応客ま働啓活らに、後継管理に従業者が、自  
経己するものとする。

二 営業者に対する支援に関する事項

1 組合及び連合会による営業者の支援  
組合及び連合会においては、営業者の自立的な経営改革を支  
援する都道府県指導センター等の関係機関との連携を密にし、

ホームページの開設、種々の個人情報を踏まえ、顧客データの管理  
年とに当表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項  
とびなきこの内容とする。営業者は、全国指導センターが定めるサ  
の内容とする。設置及び標準登録に準じて従って営業を行うよ  
録をめさ苦情の信頼関係の維持向上に努めるものとする。誠実  
な顧客の信頼関係の維持向上に努めるものとする。

営業者は、財団法人全国生活衛生営業指導センター  
(昭和55年3月24日に財団法人全国環境衛生営業指導セン  
ターという名称で設立された法人をいう。以下「全国指導セ  
ンター」という。)  
標準登録に準じて従って営業を行う旨の内容を、施設及び  
登録の表示の約款に定めるサービスの内容並びに施設及び  
な苦情の信頼関係の維持向上に努めるものとする。誠実  
な顧客の信頼関係の維持向上に努めるものとする。

人材育成は、対人サービスであり、優秀な人材の獲得及び育成を図  
のことが指導を要する。営業者は、従業員が新しいへアスタイル等  
ス応客ま働啓活らに、後継管理に従業者が、自  
経己するものとする。

二 営業者に対する支援に関する事項

(一) 組合及び連合会による営業者の支援  
組合及び連合会においては、営業者における自立的な経営改  
善の取組を支援するため、都道府県指導センター等の関係機関



保険(国民年金又は厚生年金保険)及び労働保険(雇用保険)及び労働者災害補償保険)の加入等に係る啓発、組合員等の大多数の利用に資する福利厚生の充実並びに共済制度(退職金、生命保険等)の整備及び強化に努めること。  
 さらに、男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会への適切な対応に配慮した従業員の福祉の充実に努めること。

**(9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項**

事業の円滑な承継に関するケケスデアイ及び成功事例等の経営知識の提供に関する必要事項を支援に努めること。  
 また、次代を担う子どもや職業選択の時期にある若者に対して理容業の魅力を伝える広報や啓発活動に努めること、  
 後継者の創出の基礎をつくること期待される。

**2 行政施策及び政策金融による事業者の支援及び消費者の信頼の向上**

- (1) 都道府県指導センター  
 組合との連携を密にして、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。  
 ア 事業者に対する経営改善の具体的指導、助言等の支援  
 イ 消費者からの苦情及び要望の事業者への伝達  
 ウ 消費者の信頼の向上に向けた積極的な取組  
 エ 都道府県(保健所)と連携した組合加入促進に向けた取組

**(2) 全国指導センター**

都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。  
 ア 事業者の経営改革の取組に役立つ情報の収集・整理  
 情報提供

- イ マニアルの作成
- ウ マニアルの作成
- エ 苦情処理の促進
- オ 標準営業約款の登録の促進
- カ 効果測定及び政策提供機能の強化

**(3) 国及び都道府県**

理容業に対する消費者の信頼の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

- ア 理容師法等関係法令の施行業務等を通じた指導監督
- イ 安全衛生、苦情対応に関する情報提供その他必要な支援
- (4) 日本政策金融公庫  
 事業者の円滑な事業実施に資するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

保険(国民年金又は厚生年金保険)及び労働保険(雇用保険)及び労働者災害補償保険)の加入等に係る啓発、組合員等の大多数の利用に資する福利厚生の充実並びに共済制度(退職金、生命保険等)の整備及び強化に努めるものとす。  
 さらに、男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会への適切な対応に配慮した従業員の福祉の充実に努めるものとす。

**ケ 事業の承継及び後継者支援に関する事項**

事業の円滑な承継に関するケケスデアイ、成功事例等の経営知識の提供に関する必要事項を支援に努めるものとす。

**(二) 行政施策及び政策金融による事業者への支援並びに利用者の信頼の向上**

都道府県指導センターにおいては、組合との連携を密にして、組合員に対する経営改善の具体的指導、助言等の取組に努めること。  
 さらに、事業者からの苦情及び要望の事業者への伝達、その取組の進捗状況の把握、消費者の信頼の向上に積極的な取組を推進すること。  
 また、保健所(保健所)と連携した組合加入促進に向けた取組を推進すること。  
 ア 全国指導センターにおいては、アの都道府県指導センターの取組を推進するため、利用者の意見も反映した事業者に対する改善の取組に役立つ情報の収集及び整備、営業等に対する取組の提供、苦情処理機能の強化

- イ マニアルの作成
- ウ マニアルの作成
- エ 苦情処理の促進
- オ 標準営業約款の登録の促進
- カ 効果測定及び政策提供機能の強化

国、都道府県等においては、営業の健全な振興を図る観点から、理容師法等関係法令の施行業務等を通じ、事業者に対して、理容業に関する指導監督、安全衛生、利用者からの苦情対応を始めとする情報の提供その他の必要な支援に努めるものとす。

エ 日本政策金融公庫においては、施設及び設備の改善等について、事業者が利用しやすい生活衛生資金貸付による融資の実施、災害時ににおける相談窓口の設置等必要な支援を行うこと

ともに、生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び関係団体への情報提供に努めるものとす。

第3 営業の振興に際し配慮すべき事項

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

少子・高齢化社会等への対応  
一 少子・高齢化社会等への対応  
1 少子・高齢化社会等への対応  
(1) 子育て・共働き世代が住み慣れた地域社会で安心して生活が営むことができないよう、以下に掲げる事項を中心に積極的な取り組みに努めること。  
(2) バリアフリー対策の積極的な取組  
(3) 出張サービス、高齢者や障害者の顧客対応の充実  
(4) 従業員に対する教育及び研修の充実・強化  
(5) 地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進  
(6) 受動喫煙の防止  
(7) 身体障害者補助犬を同伴する身体障害者等への適切な対応  
(8) 従業員に対する教育及び研修の充実・強化  
(9) 地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進

生活衛生関係営業の実施  
ア 生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び情報提供  
ウ 災害時における速やかな相談窓口の設置  
イ 生活衛生関係営業の社会的責任の果たし、営業活動の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ロ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ハ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ニ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ホ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ヘ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ト 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
チ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
リ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ル 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
レ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ロ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
リ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ル 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
レ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ロ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
リ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
ル 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立  
レ 生活衛生関係営業の安全確保、省エネルギーへの対応、課題の抽出、対策の立案、実施、評価、改善のサイクルの確立

二 環境保全及び省エネルギーの強化  
(1) 省エネルギー対応の空調設備、太陽光発電設備等の導入  
(2) 省エネルギー対応のLED照明、蓄電設備等の導入  
(3) 廃棄物の最小化、分別回収の実施  
(4) 薬品、化粧品等の各種容器や廃液、毛髪等の廃棄物の適切な処理  
(5) 温室効果ガス排出の抑制  
(6) 廃棄物の最小化、分別回収の普及啓発  
(7) 業種を超えた組合間で相互に協力

二 環境保全及び省エネルギーの強化  
(1) 省エネルギー対応の空調設備、太陽光発電設備等の導入  
(2) 省エネルギー対応のLED照明、蓄電設備等の導入  
(3) 廃棄物の最小化、分別回収の実施  
(4) 薬品、化粧品等の各種容器や廃液、毛髪等の廃棄物の適切な処理  
(5) 温室効果ガス排出の抑制  
(6) 廃棄物の最小化、分別回収の普及啓発  
(7) 業種を超えた組合間で相互に協力

二 環境保全及び省エネルギーの強化  
(1) 省エネルギー対応の空調設備、太陽光発電設備等の導入  
(2) 省エネルギー対応のLED照明、蓄電設備等の導入  
(3) 廃棄物の最小化、分別回収の実施  
(4) 薬品、化粧品等の各種容器や廃液、毛髪等の廃棄物の適切な処理  
(5) 温室効果ガス排出の抑制  
(6) 廃棄物の最小化、分別回収の普及啓発  
(7) 業種を超えた組合間で相互に協力

二 環境保全及び省エネルギーの強化  
(1) 省エネルギー対応の空調設備、太陽光発電設備等の導入  
(2) 省エネルギー対応のLED照明、蓄電設備等の導入  
(3) 廃棄物の最小化、分別回収の実施  
(4) 薬品、化粧品等の各種容器や廃液、毛髪等の廃棄物の適切な処理  
(5) 温室効果ガス排出の抑制  
(6) 廃棄物の最小化、分別回収の普及啓発  
(7) 業種を超えた組合間で相互に協力





- (3) 節電・省エネへの適切な対応
- 2 組合及び連合会に期待される役割  
 (1) 同業者による支え合い(太い「絆」で再強化)  
 (2) 節電啓発や節電行動に対する支援  
 (3) 節電に資する共同利用施設(共同蓄電設備等)の設置
- 3 国及び都道府県  
 東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災業者及び被災組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取り組みに努めること。  
 (1) 被災業者の営業再開のための施策  
 (2) 被災業者を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、即効性の高い防災、減災等の施策
- 4 日本政策金融公庫に期待される役割  
 被災業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融資等の実施